



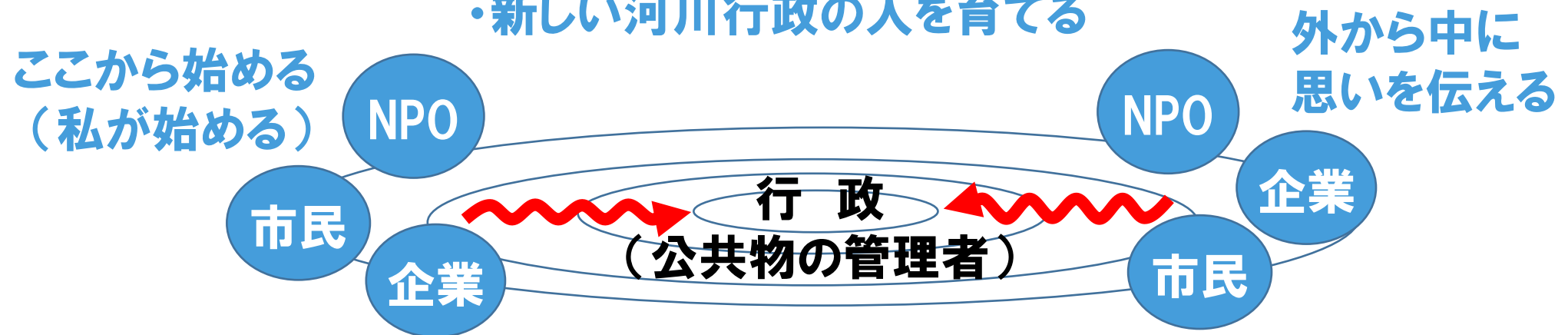
# 国土交通省からの情報提供 ミズベリング・かわまちづくり

---

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課

## 水辺の利用者を増やし、水辺を徹底的に活用する運動

- ・水辺に新しい関心を集める
- ・水辺に新しいアイデアを育てる
- ・新しい水辺の関係を作る
- ・新しい水辺のビジネスや活動を育てる
- ・新しい河川行政の人を育てる



# ミズベリングの事例



ウッドデッキとテントからなる  
BBQスペース



# 『ミズベリング インスパイア フォーラム2023』の開催(速報版)

- 令和5年12月15日(金)に竹芝ポートホールにて、ミズベリング・インスパイア・フォーラムを開催
- 対面・オンライン併せ約500人が参加！



# ミズベリング 水辺で乾杯2023

- 「水辺で乾杯」は、7月7日(川の日)に、身近な水辺で同時に乾杯を行うことで、多様な主体と繋がる場をもち、新たな水辺の利活用をとらえる機会とする取り組み。
- 乾杯の実施状況をミズベリングウェブサイトにて投稿し、全国乾杯マップを掲載。



信濃川



府中(多摩川)



乙川

# ミズベリング・プロジェクト(ミズベリング活動の支援)

- 国土交通省では、全国各地で行われるミズベリングの活動を「ミズベリング・プロジェクト」として支援
- パンフレット、ホームページ、Facebook、フォーラムの開催等により河川空間活用の制度や全国の水辺活用先進事例、最近の公共空間活用の動向等を紹介
- さらに、全国で開催されるミズベリング会議への講師派遣やワークショップ運営支援などにより、各地域における主体的な取り組みを促す



水辺活用を促すワークショップやフォーラムの開催



SNSやwebを活用したタイムリーな情報発信



人々の関心を高めるパンフレット等の作成



地方会議への講師派遣

# かわまちづくり支援制度の概要

○河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す(令和5年度時点:264地区)

## ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

### 都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用  
(道頓堀川／大阪市)



オープンカフェの設置  
(京橋川／広島市)

### 先進的な取組の情報提供



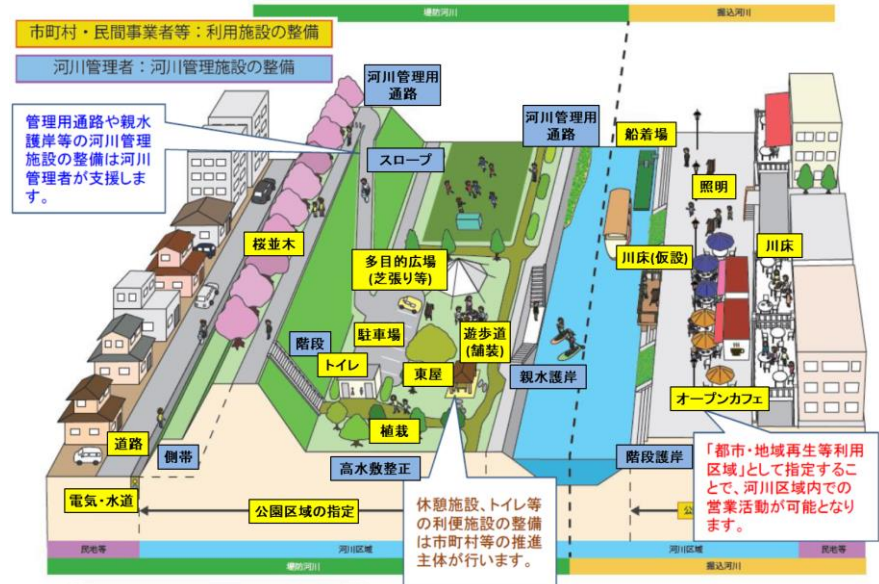
民間事業者との連携  
(北十間川／墨田区)



賑わい拠点の整備  
(五ヶ瀬川／延岡市)

## ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。  
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用  
(最上川／長野市)

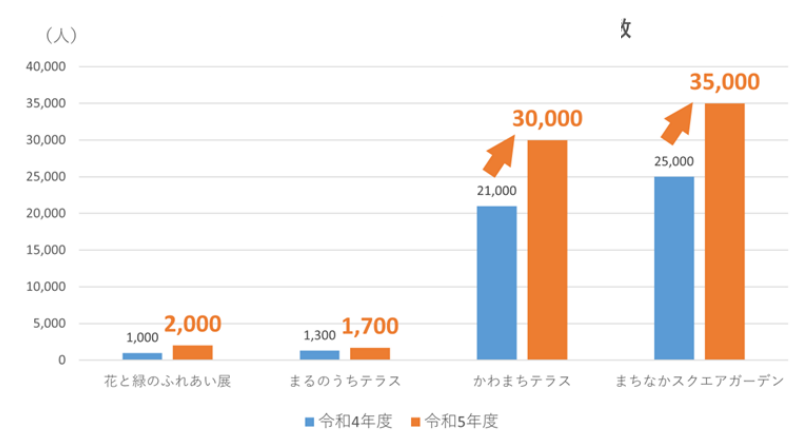


親水護岸の利用  
(新町川／徳島市)

# 大垣市かわまちづくり(木曾川水系水門川:岐阜県大垣市)

R5大賞

- 水辺空間に整備した広場をキッチンカー等が日常的に出店できる「かわまちテラス」として活用し、**「水都」を感じる風景創り**を進めている。
- かわまち整備箇所がにぎわいのスポットとなり、まちの連続性や回遊性を創出している。
- 沿川企業や店舗が、イベントに合わせて**自身の民地等でもマルシェ等の取組を実施**し、まちの活性化に貢献している。



丸の内公園供用開始後の園内イベント来場者数



# 河川空間のオープン化について

## 概要

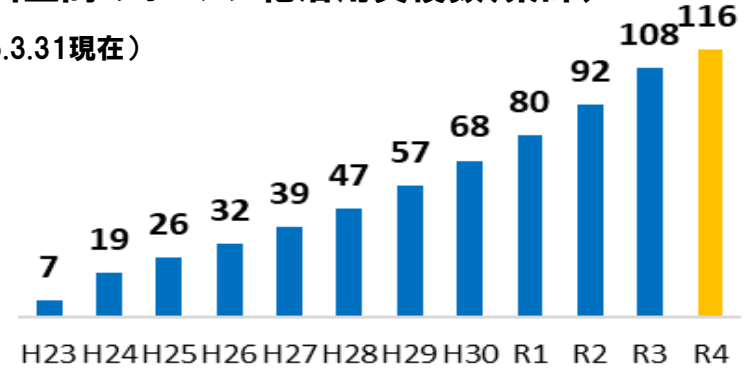
- 河川敷地の占有主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年に河川敷地占有許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能としたもの。（河川空間のオープン化）

## オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占有許可でも満たすべき各種基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

## 河川空間のオープン化活用実績数(累計)

(R5.3.31現在)



## 都市・地域再生等利用区域において占有許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等

## オープン化の主な流れ

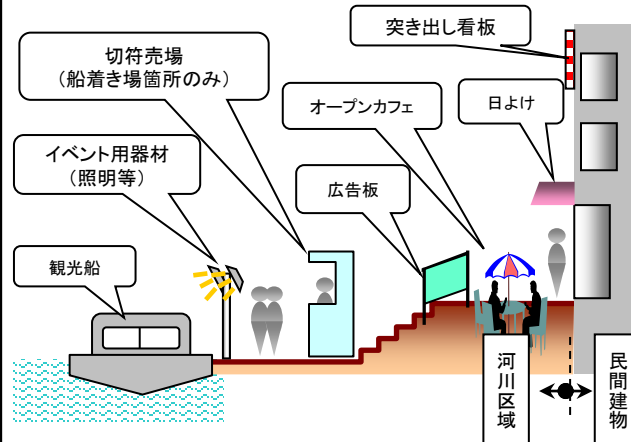
協議会等による地域の合意形成

都市・地域再生等利用区域の指定

河川敷地の占有申請・許可

事業者等による営業活動の開始

## 河川空間利用のイメージ



## 河川空間のオープン化の事例

オープンカフェ(広島市・京橋川)



バーベキュー広場(埼玉県・都幾川)



民間事業者等が河川敷地にオープンカフェやバーベキュー場等を設置することが可能に。

# 河川敷地の更なる規制緩和「RIVASITE」<sup>リバサイト</sup>

- 本年5月に、河川敷地の更なる民間活用による地域活性化と河川管理の効率化のため、民間事業者が河川の清掃等を行うことを条件に、最大20年間の占有を保証し、エリア一体型の占有を認める等の河川敷地の更なる規制緩和(RIVASITE)を、社会実験として開始した。
- 社会実験で得られる知見をもとに、河川敷地占有許可準則改正に向けた検討を行う。

## ①規制緩和のポイント

### 1 占有期間

これまでの占有期間は、最大10年。  
占有期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証  
より長期の事業計画が立てられるようになる

### 2 占有形式

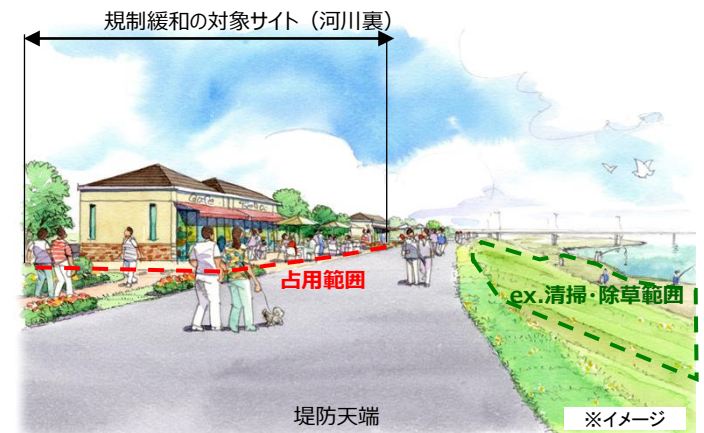
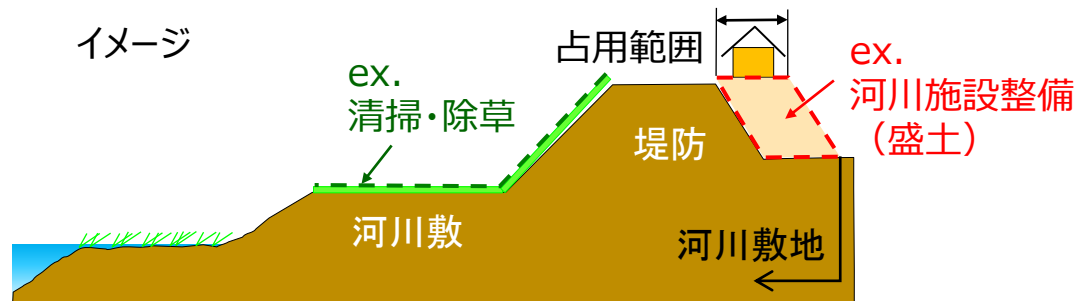
これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占有を民間事業者も可能に。  
河川敷地を、より柔軟に活用できるようになる

### 3 他の民間事業者との契約

他の民間事業者(いわゆるテナント)との契約が可能  
より幅広い事業運営が可能になる

## ②規制緩和の適用条件

河川管理施設の整備又は占有区域外の清掃・除草が必要。



# 河川敷地の更なる規制緩和「RIVASITE」<sup>リバサイト</sup>

## ③相談窓口の開設

国土交通省に設置している相談窓口「かわよろず」において、本社会実験に関連するご相談を承るための専用窓口を開設。

→かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」へ

RIVASITE担当メールアドレス：[hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp)



相談窓口  
「かわよろず」

(相談例)

- ・社会実験を行うためには具体的にどのような手続きをすればよいのか。
- ・規制緩和の適用条件を教えてください。

## ④ポテンシャルリストの公表

・各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、活用いただきやすいと思われる箇所の一覧を公表しています。

※ポテンシャルリスト以外の箇所でも活用可能な場所もあります。

◇各地域の問い合わせ先・河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyoku/kasenshikichi/02.html>



国土交通省  
ウェブサイト